

英国における多民族社会の中の学校教育

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 089 (JUNE 20,1994)

- 1 はじめに
- 2 エスニック・マイノリティとは
- 3 エスニック・マイノリティ教育行政
- 4 学校教育現場の実際
- 5 おわりに

目 次

1	はじめに	1
2	エスニック・マイノリティとは	2
	(1) 定 義	2
	(2) 歴 史	2
	(3) 人 口	2
	(4) 現 状	4
3	エスニック・マイノリティ教育行政	5
	(1) エスニック・マイノリティ教育の推移	5
	(2) 基本理念：「すべての人々に対する教育」	6
	(3) 「11条教師」	7
	ア 内務省の「11条補助金」	7
	イ 「パートナーシップ・ティーチング」	8
	(4) 「11条教師」等に関する地方団体の実践例	9
	ア 大都市の地方団体の事例（ロンドン、カムデン区の「CL&SS」）	9
	イ 地方圏の地方団体の事例（グロスタシャー県の「CIRCLE」）	10
	ウ 日本人児童・生徒への措置事例 （ダービシャー県の「日本人支援チーム」）	11
4	学校教育現場の実際	14
	(1) 教育システム	14
	(2) 学校での具体的な教育活動	15
	ア 学校体制（フラム・クロス中学校）	15
	イ 教室内で（アボンデール・パーク小学校）	17
	ウ エスニック・マイノリティ児童の非常に少ない学校	20
	エ その他	20
	(3) 義務教育前後の対応	21
	<参考> エスニック・マイノリティの就職	22
5	おわりに	23
	参考文献	24

1 はじめに

ここ数年南米をはじめとした在住外国人の増加に伴い、小・中学校で日本語教育が必要な児童・生徒が急増し、日本中至る所「教室の国際化」が急速に進んでいる。文部省の1993年12月の発表では、日本語教育が必要な外国人の子供は、全国の公立小・中学校で小学生が7,569人、中学生が2,881人の計1万450人在籍している。在籍校も確実に増えつつあり、日本語学習が必要な児童・生徒のいる学校が、全国に拡大している。彼らの母国語はポルトガル語、中国語、スペイン語が全体の8割以上を占めるが、全体では48の言語に上り、母国語の多様化も進んでいる。

このような状況下、外国人子女教育行政の進め方が、大きな検討課題となってきた。国レベルでは教師の増員計画が策定されるとともに、教師用の指導資料が作成され、また、各地方自治体においては地域の実情に応じた取り組みを始めている。しかし、教育現場では指導する教師や教材の不足に悩んでいるケースが多く、言葉や習慣の壁にぶつかって迅速かつ円滑に対応することが難しいと聞く。

英国の教育現場では、英語を十分に話すことができない多くのエスニック・マイノリティ（少数民族）の児童・生徒が存在する。英国のエスニック・マイノリティ教育がどのように行われているかを紹介することは、日本の外国人子女教育行政を進める上で参考になる点があると思われる。そこで、この度、その基本理念及び学校における実際の教育活動について、クレア・レポートとしてまとめることとした。なお、本稿は、ロンドン事務所の塚広基所長補佐が担当・執筆したものである。

2 エスニック・マイノリティとは

(1) 定義

エスニック・マイノリティ(ethnic minority)という言葉は日本ではあまり聞き慣れない言葉であるが、英国においては日常よく使われる表現である。「少数民族」と日本語に訳すことも可能ではあるが、エスニック・マイノリティという言葉の定着を図るために、あえて現地の英語読みを採用した。

エスニック・マイノリティという言葉は「エスニシティ」(ethnicity)と「マイノリティ」(minority)の混成語である。それぞれの定義は、前者は「人々に同類性を意識させる言語・宗教などの文化的共通性あるいは通婚などによる肉体的共通性」を、後者は「ある社会や国家の中で、文化的ないし身体的な属性を主な理由として社会的な機会均等を阻まれ、政治過程への参加からも実質的に排除されている人々」を意味する。

つまり、大まかな言い方をすれば、英国において白人社会はエスニック・マジョリティであるので、エスニック・マイノリティには非白人が該当する。それらの人々には英国籍保持者、市民権保持者、英国の一時的な居住者が含まれ、「外国人」だけを指すのではない。すなわち、法律上は英国国民(市民)であっても、その出自によってはエスニック・マイノリティとなり得る。

(2) 歴史

英国では何世紀にもわたって海外から人々が移住して来た。大陸から政治的あるいは宗教的な迫害を逃れて来た人々、より良い経済的な豊かさの機会を求めてやって来た人々、奴隷として連れて来られた人々、また、アフリカやカリブ海諸国から船員としてやって来た人々もいる。

第2次世界大戦後、未熟練単純労働を担う労働力不足を補うために積極的な移民受け入れ政策がとられた。このため、英国の植民地であった地域、中でもカリブ海と南アジアの地域から1950年代及び1960年代に多数の人々が移住した。今日多様な人種を抱えることとなったのには、こうした背景がある。移民の数は1975～76年にピークに達したが、その後の規制強化によって徐々に減少している。また近年は、ラテン・アメリカ、インドシナ、スリランカから難民を受け入れている。

(3) 人口

1991年の調査によると、英国(北アイルランドを除く)における人種別人口構成比は表1のとおりである。なお、英国の人口は5,187万4千人である。

表1 英国における人種別人口構成比 (%)

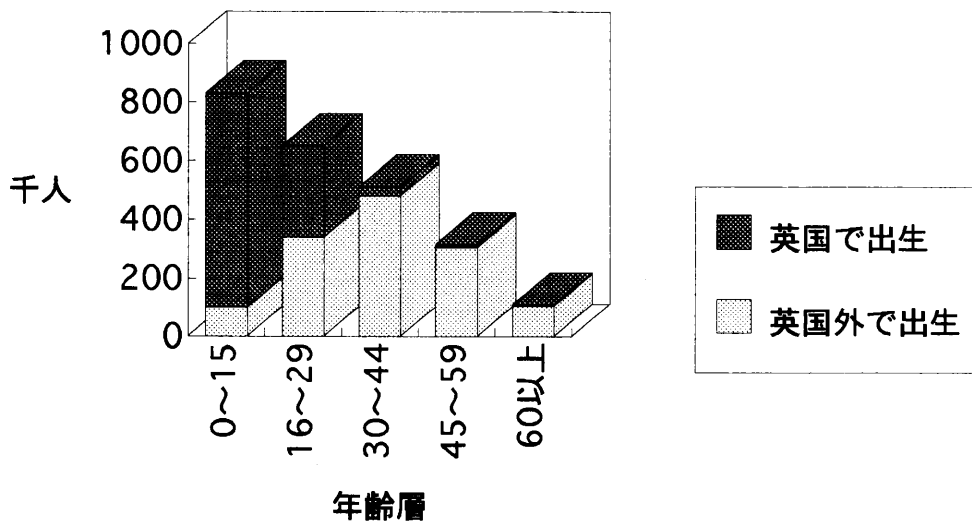
白人	94.5
非白人	5.5

黒人（アフリカ系、カリブ系、その他）	1.6
インド	1.5
パキスタン	0.9
バングラディッシュ	0.3
中国	0.3
その他	0.9
計	100.0

（注）北アイルランドを除く （出典：1991国民調査、Social Trends）

また表2は、年齢層によって、エスニック・グループを海外で生まれ英国に渡来したかまたは英国で生まれたかを表示したものである。

表2 エスニック・グループの年齢層別に見る英国内外での出生区分



（出典：Social Trends 1992）

一見して分かるように、若年層になるほど英国で生まれている。このことは、現在学校に通っている児童・生徒の両親は海外から移住して来たが、子供は英国で生まれたという家庭が多いことを示している。

居住地域別に見ると、エスニック・マイノリティの70%が大都市圏に集中している。大都市圏は雇用機会が豊富であり、移民にとっては都合の良い場所だからである。そのため大都市部においては英国が多民族国家であることを実感できる。

(4) 現状

多くのエスニック・グループは、人種差別に基づくいやがらせ・危害、特に雇用、住宅問題などで社会的に多くの不利益を被ってきたが、長年の人種差別に対する闘いや世論の盛り上がりによって多くの点で改善が見られる。現在では商業・経済的に成功した人も多く、スポーツの分野で活躍したり、芸術・芸能の分野においてその能力を発揮している人も多い。また、国会議員は6名を数え、地方議会でもその数は増えつつある。

3 エスニック・マイノリティ教育行政

(1) エスニック・マイノリティ教育の推移

就学年齢にあるエスニック・マイノリティの大部分は英国生まれであるが、家庭での母国語・宗教・習慣など文化的な相違から来る困難を抱えており、英語をうまく話せないため学力不振につながる例が多い。そのため中央政府、地方団体、学校は、児童・生徒のエスニック性を教育現場で考慮するよう配慮してきた。

エスニック・マイノリティ教育の歴史を見ると、1960年代初期までは、英国の他の児童・生徒と同化させることが主眼とされ、英語を教えることが主な教育内容であった。しかし、1960年代後半から1970年代前半までに、このような同化・統合政策では所期の目的を達成することができないことが判明した。そして、エスニック・マイノリティの民族的・文化的背景を学校が考慮することに重点が置かれるようになった。

近年は、エスニック・マイノリティの子供たちの成績向上を図るだけでなく、すべての子供たちが多民族社会に生きるための教育を受けることが重要であるという立場を取るようになった。したがって、日本の外国人子女教育のように国籍で区別された「外国人」を意識したものではなく、英国に在住するすべての児童・生徒への教育という考え方に立っている。

1960年代後半以降のエスニック・マイノリティ教育関係の施策の推移を概観すれば以下のとおりである。

- ・ 1966年地方自治法(Local Government Act 1966)

同法第11条により、英連邦を出自とするエスニック・マイノリティ施策に関連する職員の人件費について、政府より地方団体に補助金が支出されることになった。

- ・ 1975年の「バロック・レポート」(Bullock Report 1975)

すべての教師は言語学習の役割により大きな理解を示さなければならないとし、英語を理解できない児童・生徒を支援する言語教育の必要性を訴えた。

- ・ 1979年「エスニック・マイノリティ児童の教育に関する調査委員会」の設置
(Committee of Inquiry into the Education of the Children from Ethnic Minority Groups)

これは、委員長の名前をとって「ランプトン委員会」とも呼ばれた。すべてのエスニック・マイノリティ児童の教育を調査する委員会で、1981年の中間発表によると、概して白人やアジア系の子供に比べて西インド諸島系の子供たちの成績が良くないことが明らかになった。これを受けてさらにエスニック・マイノリティ教育の研究が継続して進められた。

- ・ 1984年「教育援助計画」(Education Support Grant Programme)

政府は、地方団体によるエスニック・マイノリティ社会の教育ニーズに関連するパイロ

ット計画に補助金を導入した。1990年度は230万ポンドが充てられている。

・1985年の報告書「すべての人々に対する教育」(Education For All)

前記「エスニック・マイノリティ児童の教育に関する調査委員会」が報告書を発表し、多くの問題点を指摘するとともに、エスニック・マイノリティ教育のあり方を提言した。なお、同委員会はランプトン氏の後継委員長がスワン氏であったため「スワン委員会」と呼ばれ、その報告書は「スワン・レポート」(後述)と呼ばれている。

・1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988)

この法律により英国に初めて日本の学習指導要領に相当するナショナル・カリキュラムが導入され、すべての児童・生徒がナショナル・カリキュラムに従った同等の教育を受ける資格を有するとされた。しかし、特にエスニック・マイノリティ教育に関して直接の言及はない。

・1993年地方自治法第11条の一部改正

補助金の支出対象が、すべてのエスニック・マイノリティに拡大された。

(2) 基本理念：「すべての人々に対する教育」

前述のスワン・レポート“Education For All”が現在のエスニック・マイノリティ教育の原点になっている。そこで同レポートの内容を一部以下に紹介する。

同レポートは、英国社会は多民族からなる国家で、文化的に多様化していることを前提としている。そして、この多民族国家において、エスニック・マジョリティはエスニック・マイノリティの存在から影響を受けないではおれず、教育によってエスニック・マイノリティの言語上の必要性を満たし、多民族国家英国の基礎を築くことが必要だとする。また、民族主義的偏見を排除するために、児童・生徒に教育を通して正しい知識や理解を与え、各自の考えや態度を確固たるものにさせることを教育の役割としている。すなわち、学校教育において、一方でエスニック・マイノリティ児童・生徒の特別な教育的必要を満たすと同時に、他方で多民族社会におけるすべての児童・生徒の人生の準備をすることを基本的理念として掲げている。学習内容もエスニック性や文化的多様性を反映したものを含むこととしている。

教育の現場で大きな役割を果たす教師については、エスニック・マイノリティに偏見を持つことのないよう、すべての教師に対する研修の必要性を説くとともに、教師はたとえ教室にエスニック・マイノリティ児童・生徒がいなくても、多文化社会の認識を持って教育を実践するように提言している。教師は白人学校のみならず多民族学校での経験を持つべきだとされ、また、エスニック教師の採用も提言している(ただし、教師有資格の他に十分な英語能力を備えていることが条件となる)。カリキュラムも多文化教育に資するものであるべきことを提言している。

実態を踏まえた反省としては、多文化教育はエスニック・マイノリティ児童・生徒のい

る地域の特定の学校でのみ見られると指摘している。白人の児童・生徒のみが在籍する学校でも多文化教育を実施することを提案し、差別の排除を呼びかけている。

その他、母国語を学校で使うことを勧めたり、宗教教育における留意点や内務省の補助金（後述）の有効活用、さらには近年の国際情勢をも考慮した難民対策や旅行者（いわゆるジプシー）の教育にも言及している。

最後に同レポートは、多民族社会の抱える困難の解決に関して、「社会や組織は急速には変わらないが、学校は率先できる大きな役割を有する。エスニック・マイノリティ児童・生徒の本質的な機会均等を実現するためには、彼らに十分な英語能力をつけさせるとともに、すべての子供の潜在的な能力を高める教育的システムを構築しなければならない。エスニック・マイノリティを含むすべての子供をどう教育するかが学校の重大な責務である」と結んでいる。

同レポートを受けて、教育省は、学校において特に取り組むべき次の3つの改善目標を提示した。

ア すべての子供たちの成績を高めることを目指し、その障害を取り除くこと。

イ エスニック・マイノリティの子供たちの特別な教育ニーズを充たし、特に第二言語としての英語教育を促進することにより機会均等を保証すること。

ウ 民族的多様性を受け入れ、寛容と人種的調和を推進する方法を通じて国民の価値観を保持し、後世の子孫に伝える役割を学校が担うようにすること。

また、すべての地方団体（地方教育部局）に児童・生徒の人種調査を実施させるとともに、上記の基本理念に基づく具体的な教育方針を各学校に決定させることにした。

（3） 「11条教師」

ア 内務省の「11条補助金」

1966年地方自治法第11条及び1993年同法の一部改正に基づき、地方団体に対して、内務省は英連邦等からの移民対策費として補助金を出している。この補助金はエスニック・マイノリティ施策に関連する地方団体職員の人件費を75%まで助成するものであり、「11条補助金」として知られている。1993年度は1億7千5百万ポンドの予算となっている（ただし、1994年度は57%、95年度は50%にまで削減されることが決定している）。

補助金の約8割は教育関連業務に従事する人材の雇用に充てられており、残りは社会サービス、聖職者、就労政策、通訳や翻訳業務、レジャー関連に充てられる。したがって、「11条補助金」はエスニック・マイノリティ教育の推進に財政面で非常に重要な役割を果たしている。

具体的にいうと、学校現場では、第二言語としての英語を教える教師、すなわち「11条補助金」によって地方団体に雇用された「11条教師」（Section 11 Teachers）や、家庭と学校との連絡、継続教育、成人教育などに関わる人々の人件費に充当される。

「11条教師」の採用は、学校で言語教師の必要性について調査のうえ、地方団体がそ

の採用を決定する。1993年時点で「11条教師」を含む教育関連に従事する人々は、約8,800人になっている。なお、「11条教師」の国籍は問わないが、教師としての資格を有することが条件である。

また「11条教師」は、エスニック・マイノリティ児童・生徒がいれば必ず派遣されるということはない。学校における必要数と財政状況その他に関する地方団体の総合判断に基づいて採用される。

イ 「パートナーシップ・ティーチング」

これは教室内で「11条教師」が他の学校教師と共同で授業を行っていくために、教育省の援助で国立教育基金（NFER：National Foundation for Educational Research）が作成した指針である。大抵の地方団体では、エスニック・マイノリティ児童・生徒のうち、英語を2番目の言語としている児童・生徒（以下「バイリンガル生徒」と呼ぶ）も、他の児童・生徒と同じ授業を受ける指導形態を取っているので、同指針に準拠して、多くの「11条教師」に対して研修を実施している。

まず、過去には、バイリンガル生徒を個別指導する方法とクラス全体で指導する方法の2つのアプローチがあったが、「パートナーシップ・ティーチング」は在籍指導すなわちクラス内での全体指導の方法を採用する。

さらには「パートナーシップ・ティーチング」の対象は必ずしもバイリンガル生徒だけの指導に限定せず、言語援助を必要としない児童・生徒、バイリンガルにとどまらず3か国語以上の言語を話す児童・生徒等、すべての児童・生徒の言語ニーズや能力に対応する教育課程を発展させることも目標としている。

「パートナーシップ・ティーチング」の内容は、以下の3点に要約される。

（ア）通常クラスでの言語の支援

1989年のナショナル・カリキュラムによれば、「児童・生徒一人ひとりの特別のニーズに対応した幅のあるバランスのとれたカリキュラムが作成されなければならない」とある。通常の授業でバイリンガル生徒を援助することが第一に重要である。

（イ）多言語クラスで必要とされる言語

教室内のすべての児童・生徒の言語に対応することは不可能であるので、決定的な方法論はないとしながらも、バイリンガル生徒の母国語は話せなくとも身振りの観察、保護者との話し合い等のアプローチと丹念な評価により、個々の児童・生徒の理解の改善に至る立場をとる。

（ウ）関係者全員の連携協力

「パートナーシップ・ティーチング」実現のためには教職員の共同授業の発展、保護者・地域と学校の連携が必要である。そのためには、すべての児童・生徒のニーズや能力に対応する包括的な授業方法や教材及びカリキュラムの改善が必要とされ、また、多面的な

思考、経験、知識、技量の共有を通じた担任及び教科教師の資質向上が期待される。こうした「パートナーシップ・ティーチング」の目的達成のためには学校全体の協力が不可欠としている。

(4) 「11条教師」等に関する地方団体の実践例

義務教育段階においては地方団体が大きな役割を果たしている。教育を管轄する地方団体は、ロンドンの32区及びシティ、6大都市圏すなわちタイン・アンド・ウェア、ウエスト・ミッドランズ、マージーサイド、グレーター・マンチェスター、ウエスト・ヨークシャー及びサウス・ヨークシャーに所在する36大都市圏ディストリクト、並びに47カウンティ（県）である。多くの地方団体は、エスニック・マイノリティの児童・生徒の教育向上のため、就学の確保、教員と児童・生徒の比率の改善、教育教材の充実、教育上の福祉施策の拡充等の各種施策を実施している。

ア 大都市の地方団体の事例（ロンドン、カムデン区の「CL&SS」）

ロンドン北部に位置するカムデン区は、人口約17万人中18%が非白人で、多種にわたるエスニック・マイノリティが多く居住している（*ロンドン全体の人口は約668万人で約20%がエスニック・マイノリティ）。

同区では「CL&SS」(Camden Language & Support Service) を設置し、「11条教師」として現在11名が採用されている。彼らは、英語の他にベンガル語、グジェラティー語、ヒンドゥー語、パンジャブ語、スペイン語、ウルドゥー語を話し、派遣先の学校での必要性に応じてバイリンガル生徒への支援を行っている。しかし、英語以外の言語を話すことは「11条教師」となる資格要件ではない。実際に、全く英語以外の言語を話せない「11条教師」ばかりの区も存在する。

(ア) 「CL&SS」の業務内容

「CL&SS」の業務は、次のとおりカムデン区に住むバイリンガル生徒、旅行者、避難民を言語支援することである。

義務教育前	区内25の保育学校を対象。担当教員と連携をとり英語のサポート
小学校	区内32の小学校に派遣。共同授業。学校教師と研修会。
中学校	全教科の支援体制。教室内で英語のサポートを実施。
特別学校	学校内での障害児への支援
地域言語	エスニック・マイノリティの母国語の支援

避 難 民	避難民（主にソマリアから）教育の研修実施
旅 行 者	旅行者の子供に状況に応じた教育を提供しそのカリキュラムを設定（旅行者とはいわゆるジプシーのことである。）

「CL&SS」事務所の一室に、エスニック・マイノリティの国々の伝統的な小物や風俗習慣を撮った写真等を趣向を凝らして展示し、これらの国々の文化と歴史を紹介している。こうしたことを通じてエスニック・マイノリティのアイデンティティを確立したり、他の多くの人々の文化的多様性に対する認識を深めることも重要な業務の一環である。

(イ) 「CL&SS」内の研修会

学校への派遣に係る教育活動の成果を上げるために、バイリンガル生徒のいる小学校学級担任の研修会を開催し、教育省の定めたナショナル・カリキュラムに即した授業法の研さんに努めている。以下は、ある時期に開催された10週間にわたる研修日程とその内容である。研修内容は前出の「パートナーシップ・ティーチング」を踏まえて行われる。

第1週：第二言語としての英語の現代理論、ナショナル・カリキュラムにおけるバイリンガル学習者の位置づけ。

第2週：カムデンのバングラディッシュ住民地域

第3週：パートナーシップ・ティーチング

第4週：バイリンガル学習者における会話の役割

第5週：科学とバイリンガル学習者

第6週：数学とバイリンガル学習者

第7週：学校での地域言語の役割

第8週：教室の避難民生徒

第9週：家庭と学校の連携強化

第10週：学校での平等問題

(ウ) 「教師研修」INSET(in Service Training)

派遣先の学校で共同授業を行っている担当教師が放課後集合し、合同の研修会を開催している。講師に大学教授を招くなど共同授業のあり方などを研さんする。

1月から3月には毎週開催し、参加教師は研修内容を帰校後校長あるいはリーダーに報告し、所属校で他の教師に伝達する。

イ 地方圏の地方団体の事例（グロスタシャー県の「CIRCLE」）

イングランド西部に位置するグロスタシャー県は、人口約54万人中1.8%をエスニック・マイノリティが占めており、大都市部とは違った状況にある。内訳は40%がアジア系、40%が西インド諸島系、20%は中国系その他である。この県だけの例外ではないが、中心都市グロスター市にエスニック・マイノリティが集中している。

県の教育部は「CIRCLE」(Centre for Intercultural Resources and Language Education)を設置し、「11条教師」を採用している。県内の学校ではエスニック・マイノリティの母国語は約40に上るといふ。「11条教師」は現在のところ16名が採用されており、約40の小学校・中学校に派遣されている。「パートナーシップ・ティーチング」を模範とし、共同授業のあり方、バイリンガル生徒の評価、学習記録、英語学習における母国語の影響等を研究している。「11条教師」自身エスニックを出自に持つ人も採用されており、彼らの話す言語はベンガル語、グジェラティー語、ヒンドゥ語、パンジャブ語、スペイン語、ウルドゥー語である。

(ア) 「CIRCLE」の業務内容

「CIRCLE」の業務内容は、前出のカムデン区の「CL&SS」と重なる部分があるが、業務の種類は多くない。

1	「11条教師」の派遣
2	「11条教師」の研修会を毎月1回開催
3	エスニック・マイノリティ文化の展示やその情報発信
4	異文化問題の研究
5	特に英語の学習が必要な児童・生徒のための土曜補習の実施

(イ) 県エスニック・マイノリティ研究協議会

グロスタシャー県では人種問題への取組みとして全県規模の会議を開催し、ガイドラインを発表している。「CIRCLE」ではその実践を報告している。会議の委員は以下の代表からなる。教育・社会関係の県職員、人種平等委員会のグロスター市職員、学校の校長・教頭、多文化教育カリキュラム教師、11条教師、その他の教師、法的知識を有する保護者である。そして研究大会を開催し、教育に携わる県職員から教師、保護者、その他が参加し教育現場に理念・政策を生み出そうと努力している。

このように同県は積極的にエスニック・マイノリティ教育行政を進め、各施策の中で重要な位置づけを行っている。

ウ 日本人児童・生徒への措置事例(ダービシャー県の「日本人支援チーム」)

ダービシャー県の人口約94万人の中でエスニック・マイノリティの占める割合は3%である。中心都市ダービー市では約10%がエスニック・マイノリティであるが、その半数の55%は英国で生まれている。グループ別ではインド・パキスタン・カリブ系黒人・アフリカ系黒人・その他黒人・バングラディッシュ・中国人・その他の順となっている。

同県は平等教育に熱心な取組み姿勢で臨んでおり、県の政策には「多民族社会におけるすべての人々に対する教育」(Education for All in a Pluralist Society)が掲げられている。県教育部内には「Education For All : EFA」という名称の組織を置き、「11条教師」等による言語支援を行っている。

さらに特徴的なことは、日本人児童・生徒を特別に支援するユニットを設置していることである。実は、そのユニットである「日本人支援チーム」は、元来は日本の大手自動車工場が県内に進出し多くの日本人児童・生徒が県内の学校に通学することになったため、1990年に独立して設けられた。そして、1993年に地方自治法第11条が改正され補助対象が英連邦の出自からすべてのエスニック・マイノリティにまで拡大されたのを機に「EFA」の組織に吸収されたものである。設立目的には、日本人児童・生徒に英語力と日本語力をつけるとともに、他の児童・生徒に日本語や日本文化を理解させることとある。通常日本人児童・生徒に対して特別の支援がなされていない状況の下で、これは注目すべき施策といえる。なお、現在日本人児童・生徒45名が15小学校、4中学校に通学している。

(ア) 「日本人支援チーム」の業務内容

「日本人支援チーム」の業務内容は次のとおりである。

1	小・中学校における日本人児童・生徒のための英語のサポート
2	中学校及び継続教育カレッジにおける外国語としての日本語の授業
3	小・中学校における日本文化、日本事情などの紹介と指導

同チームは、1993年度時点ではダービシャー県が全額単県費で採用した9名のスタッフからなり、同年度の予算は203,200ポンドであった。日本人1名が採用されており、11の中学校で週2時間日本語指導に当たっている。

なお、日本人児童・生徒の在籍するクラスでの授業は、児童・生徒の英語力に応じて専任の言語教師が教室に同席し、通常の授業の中で支援していく「パートナーシップ・ティーチング」の形態をとっている。



ロンドン、カムデン区「CL&SS」内でのエスニック・マイノリティ文化紹介の一コマ



グロスタシャー県「11条教師」の研修会の様子

4 学校教育現場の実際

(1) 教育システム

義務教育は5歳から16歳までである。義務教育就学前には保育学校等の幼児教育機関が、また、義務教育終了後は高等教育あるいは継続教育のための教育機関が存在する。

各学校には学校理事会（理事会は保護者代表、校長、教師代表、地方団体関係者及び有識者ないし地域代表からなる）が設置され、学校の基本方針を決定する。校長の権限は大きく、財政的な運営も任されている。エスニック・マイノリティの多い地方団体では、学校と家庭を結びつける連絡員を置いて、教育における保護者の関わりを促進している。また、学校理事会の役割も重要であり、エスニック・マイノリティの親を学校理事会のメンバーに任命しているところもある。

公立学校に通う児童・生徒の授業料は無料で、教科書・筆記用具等は備品として教室に用意されている。3学期制（新学期は9月より、学期の期間は大体日本と同じ）で各学期には中間休みがある。

公立学校の入学に際しては、必ずしも地域の最寄りの学校に入学しなければならないわけではなく、保護者の学校選択権も確立されている。学校は物理的に可能な限り入学を許可するとともに、その反面で定数を超えると希望する学校に入学できないことも生じる。

また、すべての児童・生徒は人種、国籍にかかわらず平等の扱いを受けており、英国では英語ができることが受入れの条件になることはない。

1988年の教育改革法により、教育課程の全国共通基準として日本の学習指導要領的な「ナショナル・カリキュラム」が導入されている。ナショナル・カリキュラムの中でも中核教科と位置づけられている英語教育は、エスニック・マイノリティ児童・生徒にとって最も重要なニーズであり、政府はこれを優先事項として強調している。英国に初めて来たという子供の数は以前より減少し、英国生まれの児童・生徒が半数以上を占めるが、英語を話さない家庭から通学する子供もあり、学校における英語教育は依然として重要である。

特別な英語教育が必要な児童・生徒に対しては、従来通常の学級から場を移動し語学学級で第二言語としての英語教育を提供してきた。しかし、前出のスワン・レポートでは通常の学級の中で英語教育を行うという統合方式が支持されたため、教育科学省（現在の教育省）は可能な限り統合方式を採用するよう指導し、現在ほとんどの学校でこの方式を実施している。

また、学習カリキュラムの内容は、すべての児童・生徒の文化的背景を尊重し、社会に見られる文化的多様性を反映することが望ましいと強調されている。例えば、政府は「エスニック・マイノリティ児童・生徒がいるか否かにかかわらず、社会の多様な少数民族グループを理解し尊重するよう指導しなければならない」と述べている。

(2) 学校での具体的な教育活動

国や地方団体の施策方針を受けて、各学校ではまずそれぞれの実態に応じた教育体制を確立し、エスニック・マイノリティ教育の理念を実践・具体化する。以下では、学校内で授業以前の段階の体制作りと実際の授業について事例紹介する。

紹介する3つの学校を選んだ理由としては以下のとおり。最初に登場するフラム・クロス中学校はマイノリティが数多く通う学校であり、彼らに対する教育体制が比較的確立されていると聞いたこと。アボンデール・パーク小学校は都市部の平均的な学校ではあるが、「11条教師」の派遣が行われており実際に実態を見ることができること。ボクスグロブ小学校は、すべてが白人の生徒ではないが、極めてそれに近い実態がある。

ア 学校体制（フラム・クロス中学校）

フラム・クロス中学校（Fulham Cross School）は、人口約15万人中エスニック・マイノリティが17.5%を占めるロンドン西部ハマスミス&フラム区（1991年調査）にある。生徒数550人中エスニック・マイノリティ生徒は約半数を占める。この学校は女子校であるため、宗教上の理由から共学を嫌うイスラム系の生徒が多く、エスニック・マイノリティ生徒の半数を占める。

この学校は、「政策部会」を設置するなどエスニック・マイノリティ教育に組織的に取り組み、以下のとおり体系的な教育を推進している。

(ア) 政策部会とガイドライン

この学校では「11条教師」からなる政策部会を設置している。そして、以下のようなガイドラインを立案・提示し、職員会議を通して全校的な意識統一に努めている。

a 学習の目標

- ・バイリンガル生徒が英語をうまく使えるようにする。英語学習達成度（注参照）が1-4の生徒を主な対象とする。
- ・生徒の潜在能力を伸ばす。
- ・バイリンガル生徒がすべての学校行事に参加できるよう奨励する。
- ・継続教育や就職への機会均等を保証する。
- ・バイリンガル生徒のニーズを考慮したカリキュラムを保証する。
- ・バイリンガル生徒のニーズは学校の学業成績の向上により高められる。
- ・上記を満たすため学校の学業コンセンサスの過程を確立する。
- ・家庭と地域の連携を深める。
- ・ナショナル・カリキュラムの内容をバイリンガル生徒にも保証する。
- ・新しいバイリンガル生徒を学校に受け入れ育てる。

〈注〉 英語学習達成度に係わる4段階（政府が示した基準を基に作成）

レベル1 英語が全く理解できない。

レベル2 少しの技量はあるがカリキュラムすべてにわたってサポートが必要である。

レベル3 話すことはできるが、複雑な技量や書くことにはサポートが必要である。

レベル4 年齢に必要な技量のあるバイリンガルであるが、ナショナル・カリキュラムの目標を達成するにはサポートが必要である。

*各学校とも生徒の英語学習達成度を4段階に分けて観察するのが一般的である。

b バイリンガル生徒の受け入れ準備計画

- ・バイリンガル生徒の情報確保
- ・学校導入プログラム（後述）へ編入（入学後6週間にわたり、一時教室から離れる）
- ・各教科で新入学生徒への導入の手引き書を作成する。
- ・16歳以降の教育機関との連携を強化する。
- ・次年度入学予定のバイリンガル生徒に対し英語到達度テストを実施する。
- ・教科教師との共同授業の緊密化を図る。

c 教師の言語教育の目的と目標

- ・教師は、多くの言語が当学校で話される雰囲気を作る。
- ・教師は、生徒たちが母国語の読み書きを継続することを可能な限り励ます。
- ・自尊心を高めるため、なるべくクラスに参加することを励ます。そして複数の教師による授業を多く取り入れることが望ましい。
- ・当校のすべての教師は、2か国語以上話すことができることが望ましい。
- ・当校の教師は、バイリンガル生徒に協力する必要がある。
- ・もしすべての生徒がお互いの言語を高め合うようになれば喜ばしい。

d その他の奨励されるべき事項

- ・言語の多様性を当校では歓迎する。
- ・生徒の母国語の記録をする。
- ・バイリンガル生徒の保護者との連携を強化する。
- ・生徒が地域の言語学校に参加することを奨励する。
- ・母国語のGCSEテストを奨励する。

*GCSE (General Certificate of Secondary Education)は義務教育終了時点における中等教育終了一般資格のことで、成績証明となるもの。

(イ) 学校導入プログラムの実施

英語能力がレベル1または2の生徒に対し、入学後6週間にわたり週4日、1日1時限の導入プログラムを実施している。主な目標は文法的に英語を教えることではなく、日常会話を習得させることに重点を置いている。学習内容は大きく分けると次のとおりである。

- ・英国の学校（例えば当校）の教育システムの理解、あいさつや自分及び家族の紹介並びに簡単な英単語の習得

- ・生徒自身の安全教育
 - ・学校生活に必要な言葉の学習
 - ・自己健康管理に必要な保健知識の教授
- その他として、履歴・自宅の環境・趣味・身近な環境・旅行・買い物・飲食物・天気・緊急・サービス産業など、日常必要な英語表現を習得させている。

(ウ) その他の取組み

- ・レベル1または2の生徒のために「11条教師」を教室に配置している。
- ・授業の進展状況は保護者に連絡される。
- ・ここの学校ではイスラムの生徒がヒジャブ (hijab) という民族衣装のスカーフを頭に着用することを許可している。ただし、授業中に礼拝をすることは禁止している。なお、ラマダン (イスラム教徒の断食) の期間中は、イスラム系の生徒の中には学校を休む者もいるということである。
- ・就職活動は学校のキャリア・サービス課が求人への取扱いをし、また、すべての生徒が2週間の企業実習を在籍中に体験するように勧めている。
- ・第二外国語の1つとして希望者にウルドゥー語を教えている。
- ・家庭との連絡は通常は教師が兼ねている。
- ・授業は英語で行うが、バイリンガル生徒は母国語対応の辞書を使い理解に努めている。
- ・英語学習の特別の部屋を用意している。

イ 教室内で (アボンデール・パーク小学校)

アボンデール・パーク小学校 (Avon-dale Park Primary School) は、人口約14万人中エスニック・マイノリティが15.6%を占めるロンドン、ケンジントン&チェルシー区(1991年調査)にある。同区内の小学校・中学校で児童・生徒が話すことのできる英語以外の言語は実に98にも及び、その中で主な言語はアラビア語、ベンガル語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語等である。

学校側のご好意により、以下のとおり実際の授業風景を見学させてもらうとともに、授業運営について話を伺うことができた。

(ア) 授業実践

日 時 1994年1月22日 (火曜日) 3時限

授 業 科 目 地理 (教科書は使用しない。ナショナル・カリキュラムに沿った独自の教材を使用。教材にはアフリカの学校が登場し、エスニシティを意図的に取り入れている。)

対 象 学 年 6年生17名

バイリンガル児童 9名 (出自はフィリピン、ガーナ、イラク、イタリア、ジャマイカ、日本、モロッコ、ポルトガル、ウクライナ)

教 師 担任教師と「11条教師」

教室内 教室の状況は書棚、教材机、展示物、約6個の机が4グループ。

- 11:00-11:05 担任と「11条教師」が並んで始業のあいさつ。和やかな雰囲気。児童は教室中央にあるカーペットに座り込み、先生は椅子に座る。
- 11:05-11:15 担任が教材のプリントを提示し本時の学習内容を説明。その間、「11条教師」は必要な時は小さな声で随時説明する(サポートの必要な児童は周りに座っている)。進行に従って活発に児童の手が挙がり楽しそうな雰囲気である。
- 11:15-11:35 グループ学習に入る。担任は児童を学習到達度別に3グループに分けている。英語のサポートが必要な児童は1グループになって、「11条教師」よりもう一度説明を聞き、学習内容を確認している(実際にサポートを必要とする児童は当日は5名)。
- 11:35-11:45 全員集まり、担任が学習進捗の確認とある程度の質問をして学習意欲を高める指導をする(この間は「11条教師」のサポートは特になし)。
- 11:45-11:55 再度グループになり、新たに渡された質問表に取り組む。バイリンガルのグループは担任が入れ代わって座り児童を指導する(「11条教師」も他のグループを指導する)。
- 11:55-12:15 全員が集合して答え合わせ。サポートの必要な児童はなかなか手が挙がらないが、担任が質問を選んで答えさせる。姿勢の悪い児童を注意することもあった。
- 12:15-12:20 児童を励ます言葉と次回の授業への説明をして終了。

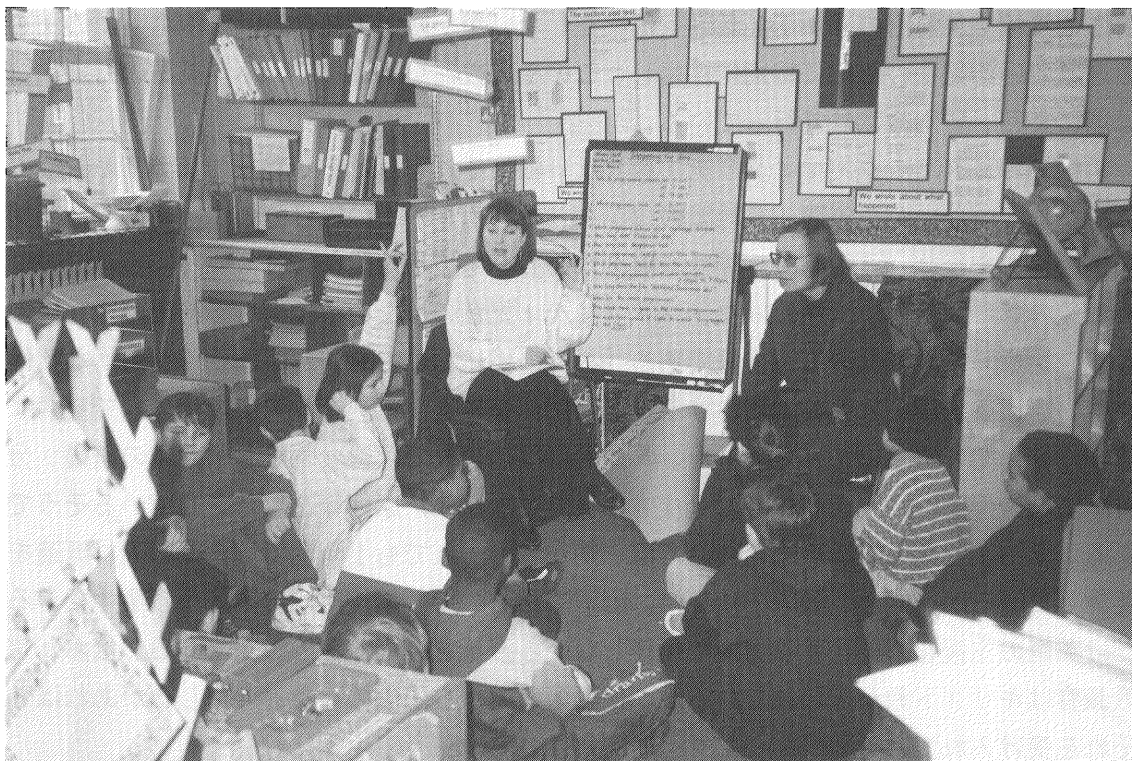
(イ) 授業の印象

全体の印象としては、生徒の手があちこちから挙がり活発な授業であった。しかし、英語の支援を必要とするバイリンガル生徒は総じて手が挙がらない。担任がタイミングをはかり指名するなどバイリンガル生徒の存在感を出し、学習参加意欲を高めるような指導であった。「11条教師」を交えたグループ学習ではさすがにリラックスしたムードで各自「11条教師」から再度説明を受けたり、学習の進め方を示唆されて、意欲的に学習を進めていた。英語能力にそれぞれ差があるため、「11条教師」は児童一人ひとりの能力に応じて説明をしている。また担任教師も「11条教師」と入れ代わり学習の様子をうかがい、必要に応じて支援している。この授業に関する限りは担任教師と「11条教師」はうまくコンビネーションのとれた授業を実践していると推察できた。また、バイリンガル生徒たちは、たとえ「11条教師」が彼らの母国語で話してくれなくても、学習の到達度目標が他の生徒とは違うので何とか授業の充実感を得ているような印象を受けた。

(ウ) 授業運営

担任は、英語の補助を必要とするバイリンガル生徒については特別の英語指導カリキュラムを作成し、英語学習の初期・充実期・移行期に分けて当該児童の学習状況を記録している。成績評価はすべての児童で同じ取扱いである。また、彼らは地方団体の実施するエスニック・マイノリティ教育研修会に参加し、授業運営を学んでいる。

「11条教師」も独自の指導記録を作り、担任教師と定期的な打合せをし、児童の学習の進展度を話し合う。この「11条教師」は週に2度該当クラスを訪れる。それ以外の授業は、英語の補助を必要とするバイリンガル生徒も普通の授業を受けているが、特に大きな支障はないとのことである。また、少数クラスのため児童にも好評で、英語を流ちょうに話せないことが落ちこぼれにつながることはないとのことである。



全体の授業風景（向かって右が「11条教師」、左が担任）



「11条教師」のサポート説明を受けるバイリンガル児童

ウ エスニック・マイノリティ児童の非常に少ない学校

ロンドン南西サリー県にあるボクスグロブ小学校(Boxgrove County Primary School)は全校児童387人中エスニック・マイノリティ児童は12人で、そのうち英語の援助を必要とするのは6名である。それらの児童の出自はボスニア、チリ、マレーシア、スウェーデンであり、ボスニアの児童は避難民である。

この学校では前出の「11条教師」は存在しないが、県が英語の教師を1名英語の上達の遅れている児童のために特別に採用し、この小学校にも派遣している。英語の特別学習は週に1回、特別教室にて行っている。

学校でのエスニック・マイノリティ教育は、特にそれを目的としたものはカリキュラムに組み込まれていないが、年間45時間のロング・ホームルームの約3分の1は道徳や社会問題等の授業を行い、「人間の平等性や機会均等」を考える時間を設けている。

教頭の話によると、エスニック・マイノリティ児童の少ない学校でも、前出の教育省の改善目標や同県教育部の施策方針である「教育の場においても差別を取り除く適切な整備を行い、機会均等と異人種間における良好な関係を推進する」を学習や遊びの場で実践するよう努めているとのことであった。具体的には、当校では機会均等を学ぶ本の読書、分け隔てない仲間作り、人名で呼ぶ（皮膚の色で呼ばない）原則等を実践させているそうである。また、言語の支援教師については、県からの一人でも1時間でも多くの人材派遣を要請しているが、財政問題等で現実には困難であるので、学校所属の教師が授業中できるだけ英語の支援を必要とする児童に配慮しながら授業を進めるとのことである。なお、宗教教育はキリスト教が行われているが、保護者の方から子供の不参加の申し出があれば、それを受け入れている。

最後に、エスニック・マイノリティの児童・生徒が全くいない、いわゆる全白人学校(all white school)でも、県の施策方針により「反差別」「機会均等」「多民族社会」についての教育は行われていると示唆された。

エ その他

これまで述べたこと以外に、各学校教育現場を視察して関心を引いた事柄について記しておくことにする。

(ア) 事務関係

- ・外国籍児童・生徒の入学時・転入時手続きは通常の児童・生徒の場合と同じである。
- ・保護者宛ての連絡や案内の文書は英語で書かれている（可能であれば幾つかの母国語を使用することもある）。
- ・中学校におけるエスニック・マイノリティ生徒の情報は、小学校より送られて来る書類を基にしている。

(イ) クラス運営関係

- ・小学校の低学年では英語力をつけることが重要視されている。

- ・学校独自の施策として低学年用に2か国語を話す教員やアシスタントを採用することがある。特に新学期の1週間程度は、英語の補助を必要とするエスニック・マイノリティ児童・生徒のために特別授業を実施したり、校内を案内したり、学校生活に必要な英語の語いの習得を図ることがある。
- ・家庭との連携に配慮し、保護者との関わりを促進している。必要があれば、保護者を学校に呼んで授業参観や面談等で相互理解を深める。
- ・エスニック・マイノリティ児童・生徒の母国語で授業を行う学校も稀にある。

(ウ) その他

- ・校内にエスニック・マイノリティ児童・生徒の母国の文化を紹介するスペースを設け、エスニック芸術文化（言語・写真・絵・小物・衣類・宗教的事物）の展示を行っている学校も多い。
- ・イスラム教徒の集中する地区では、その宗教的戒律から児童・生徒の給食や衣服に関する問題が生じる場合があるが、それぞれの学校で解決するよう努めている。

(3) 義務教育前後の対応

・義務教育前の教育

義務教育前の3歳児、4歳児に対する幼児教育（pre-school education）は、偏見や差別感を持たない人間を育てる時期に当たり、重要な教育として位置づけられている。

実態として教育内容や方法は地方団体の裁量に委ねられているが、特別の施策はなく、すべての幼児が楽しく仲良く授業を受けることに主眼が置かれている。英語を話せない幼児でも「遊び」を通じたコミュニケーションにより、言語上の障害は大きな問題となっていないようである。

・義務教育後

英語を満足に使いこなせないままに義務教育を終了する生徒が現実存在する。就学年齢中に英国に移住して来た生徒のみならず、家庭で母国語の影響が強く支配し続ける生徒もいるからである。社会人となる前に日常生活に必要な英語を習得できないと、就職の幅を狭めることにもつながるので、義務教育終了後も英語学習の必要性が唱えられている。

そこで、例えばロンドンのある区のカレッジ（義務教育終了者で大学進学を目指す人のための継続教育学校）では、エスニック・マイノリティ生徒の英語授業が「11条教師」により実施されている。

《参考》 エスニック・マイノリティの就職

エスニック・マイノリティの失業率は一般的に白人に比較して高いといわれる。そのため学校を卒業後、職業訓練の機会が提供されている。これまで政府は、エスニック・マイノリティに対する差別から生じる不利益を緩和するために、様々な施策を展開してきた。雇用等に関する差別を撤廃するため、1976年には人種関係法(Race Relations Act 1976)が制定され、人種平等委員会(Commission for Racial Equality)が内務省の関係機関として設置された。この委員会は、機会均等及び異人種間の良好な関係を推進することを目的としている。

・就職の機会均等

人種平等委員会の教育担当官は、「教育をすべての子供が等しく受けることが約束されなければならない。そして、就職における差別をなくし機会均等を進めていくことは、エスニック・マイノリティ児童・生徒が大人になって社会の生産活動に参加・従事する上で、非常に大切なことである」と述べている。

前出のフラム・クロス中学校の就職指導の成否も、就職の機会均等という学校を取り巻く社会環境の条件整備いかに負うところが大きい。エスニック・マイノリティ児童・生徒の大部分は定住者であり、日本人の児童・生徒が一時的に滞在するのとは違い、機会均等の環境作りは学業終了後の就職、ひいては学業自体の意欲向上のために必要なことである。

・求人広告に見る機会均等

英国の政府や地方団体は、当然のことながら自己の雇用に際して機会均等政策を実践している。例えばロンドン、ルイシャム区はある職種の新聞紙上求人広告に、“Equality of opportunity is one of Lewisham’s core values.” 「機会均等はルイシャム区の大きな施策の1つである」と宣言している。

また、民間企業も求人広告に機会均等を掲げている場合がある。例えば民間テレビ局の「チャンネル4」の最近の新聞紙上求人広告には以下の表現が見受けられた。

“Channel Four is an equal opportunities employer and applications from people with disabilities are particularly welcomed.” 「チャンネル4は機会均等を掲げる雇用主であり、障害者の方の申込みも大歓迎です。」

なお、実際の就職活動には競争原理も働き、加えて機会均等はエスニック・マイノリティに限定したものではないので、厳しい現実の実態があることも申し添えておく。

5 おわりに

英国に住むエスニック・マイノリティの人口は日本に比べて遙かに大きく、実態として無視できないほどで、その教育は国民的課題であるとも考えられる。近年において形づくられてきた英国におけるエスニック・マイノリティ教育の基本命題は、「すべての子供はその才能を育てる機会を与えられなければならない」というもので、英国社会の一員として、すべての児童・生徒を平等に迎え入れるのがその基本である。

「Education For All」で提示されたように、多文化・民族共生の概念が教育現場に導入され、また、政府及び地方団体の行政当局は制度上の条件整備を進めている。つまり、エスニック・マイノリティであっても学力をつけ就職し、社会の一員となる自然な過程があり、学んだ事が生かせる機会均等の社会が存在するように関係機関連携の下に努力が積み重ねられている。

日本では、教育現場への外国人子女受入れについては、やっと緒についたばかりともいえる。ハード面では教員の加配等着々と整備がなされ、今後の対応が期待されるが、日本に滞在する外国人子女の定住については、彼らを受け入れる日本の社会環境には、法的整備の面を含めて現状では厳しいものがあると考えられる。

日本が国際社会に貢献する分野として「教育面での貢献」は価値ある選択肢の一つである。外国人子女を特別視せず、英国の教育行政のように、すべての子供たちにとって開かれた教育を促進することは、「国際化」を進める日本が避けて通ることのできない道であろう。

すべての国には何らかのエスニック・マイノリティが存在する。エスニック・マイノリティの権利とは、結局人類の一員としてすべての人々が共有すべきものでなければならぬということであろうか。「教室の国際化」を進めるに当たってもそうした視点が必要なことを、今回の調査で多少なりとも実感できた。

今回の調査は英国の多民族社会の中の学校教育を一部垣間見たに過ぎないが、概略なりとも紹介できていれば幸いである。最後に、本調査に協力して頂いた多くの方々に厚く御礼申し上げる次第である。

References(参考文献)

A Scrutiny of Grants Under Section 11 of the Local Government Act 1966,
1989, Her Majesty's Stationery Office (HMSO)

Britain 1991 An official handbook, Foreign & Commonwealth Office, 1991, HMSO

Britain's Ethnic Minorities, A Central Office of Information reference pamphlet
Central Office of Information, 1987, HMSO

Department of Education and Science, circular No16/89 1989, DES

Education For All, The Report of The Committee of Inquiry into the Education of
the Children from Ethnic Minority Groups, 1986, HMSO

Equality Assurance in the School Curriculum-Race Equality and Cultural Diversity
1992, Runnymede Trust

Fair and Equal, National Union of Teachers, 1991, NUT

Partnership Teaching, National Foundation for Educational Research for the
Department of Education and Science, HMSO

Racial Discrimination, 1976, Home Office

Social trends 24, Government Statistical Service, 1994, HMSO

Second Review of the Race Relations Act 1976, 1992, Commission for Racial Equality

The National Curriculum and its Assessment, Ron Dearing, 1994, School Curriculum
and Assessment Authority

The Education Fact File second edition, June Statham and Donald Mackinnon with
Weather Cathaart and Margaret Hales, 1992, ISBN

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第89号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/ 6/20
第88号	アメリカの学校給食	1994/ 6/20
第87号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/ 5/30
第86号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/ 5/30
第85号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/ 5/27
第84号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/ 5/23
第83号	統一ドイツと財政調整 -連邦制財政システムは生き残れるか-	1994/ 4/15
第82号	アイルランド -国の仕組みと地方自治-	1994/ 3/25
第81号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/ 3/15
第80号	内側から見た英国	1994/ 3/15
第79号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第78号	英国社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第77号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第76号	フランスの高齢者福祉(2)	1993/ 9/30
第75号	フランスの高齢者福祉(1)	1993/ 9/30
第74号	英国の1993年統一地方選挙	1993/ 8/31
第73号	コントラクト・シティ	1993/ 7/30
第72号	英国における地方議員と地方行政	1993/ 7/20
第71号	ロンドンの地方団体について	1993/ 7/12
第70号	フランスの地方公務員制度 -第2部-	1993/ 7/12
第69号	シティズン・チャーター -現代版マグナカルタ?-	1993/ 6/30
第68号	米国の成長管理政策(2) -州政府編-	1993/ 5/20
第67号	米国の成長管理政策(1) -総論・地方政府編-	1993/ 5/20
第66号	フランスの地方公務員制度 -第1部-	1993/ 3/31
第65号	英国の学校における日本教育	1993/ 3/31
第64号	ニューヨーク州スカーズデール村(米国地方自治の現場 III)	1993/ 3/25